

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 1 0 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿
全国社会福祉協議会会長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室長

緊急小口資金等の特例貸付に係る適切な制度の周知の徹底（依頼）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急小口資金等の特例貸付については、「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」（令和 2 年 3 月 1 1 日厚生労働省社会・援護局長通知）により各都道府県社会福祉協議会において実施いただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

本特例貸付の実施に当たっては、当室において作成しましたリーフレットを各都道府県及び全国社会福祉協議会を通じて、都道府県社会福祉協議会及び相談・受付窓口である市区町村社会福祉協議会への周知をお願いしているところです。

市区町村社会福祉協議会において使用するリーフレットについては、各都道府県社会福祉協議会において、適宜創意工夫をして用意していただいておりますが、この度、一部の社会福祉協議会において、

- ① 今回の特例措置では「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしている」が、このことについて記載していない
- ② 貸付に当たって、申請者の方に留意いただくべき事項の一つである「償還期限までに返済が完了しない場合、残元金に対して年〇%の延滞利子が発生します」といった内容を貸付時の条件であるかのような誤解を与える場所に記載している
- ③ 本特例措置において、却下する場合には申請者に対して文書を発出することが必要であるにもかかわらず、「申請後〇日以上経過しても送金がない場合には、不承認となったものとして取り扱う」などといった記載をしている

などといった事例が見受けられるところです。当室において作成をしたリーフレットを再度周知しますので、記載の内容及び記載する位置について、不適切なものは直ちに修正を行うなど記載内容等について確認をお願いします。なお、今般の特例措置では、緊急小口資金について、その重要性に鑑み、「学校等の休業、個人事業主等の特例場合、20万円以内」と貸付上限を引き上げているところ、その記載についても添付するリーフレットを参考に工夫

をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえれば、その影響を受け、収入の減少等により一時的又は生活再建までの間に必要な生活費用が必要な方に対して、必要な額を迅速に貸し付けることが一層重要になっています。その円滑な実施に向けた一層の対応について各都道府県社会福祉協議会への指導・依頼をお願いします。

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室相談支援係
TEL : 03-5253-1111 (内線 : 2231)
FAX : 03-3592-1459
MAIL : shikin@mhlw.go.jp

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

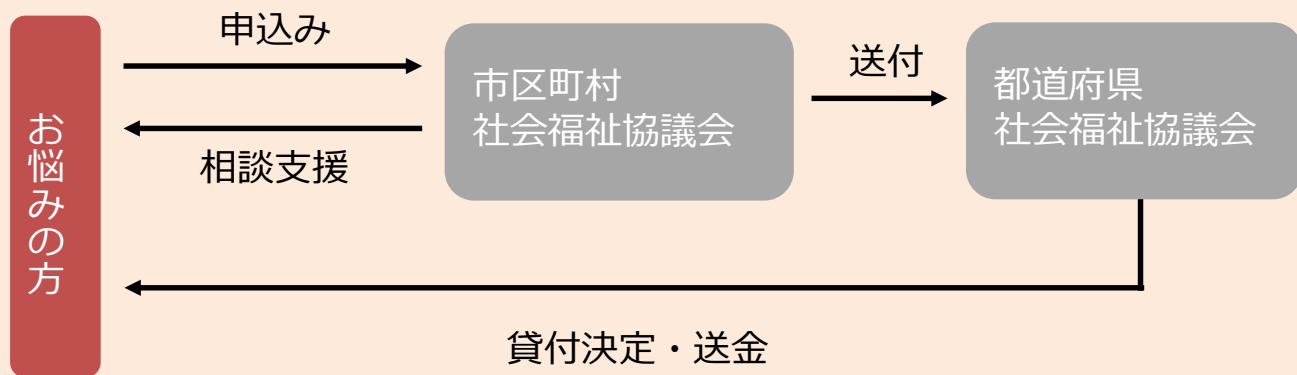
一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のご確認等は下記へお願いします。

貸付手続きの流れ



お問合せ先

●●市町村社会福祉協議会

電話：●●●●●●●●●●●●●●●●

受付時間：（月～金曜日 9:00～17:00 等）

住所、地図等

主に休業された方向け（緊急小口資金）

赤字は従来の要件を緩和したものの。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

- ・ 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
- ・ その他の場合、10万円以内

- ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。

■据置期間

1年以内

- ※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

2年以内

- ※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

市区町村社会福祉協議会

主に失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

- ※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

- ・ (二人以上) 月20万円以内
 - ・ (単身) 月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■据置期間

1年以内

- ※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

- ※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■申込先

市区町村社会福祉協議会

注 原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。